## 栗東市開発事業に関する指導要綱運用基準

## [第29条第4項]

敷地外駐車場の対応について、市長が別に定めるものとは以下のとおりとする。

- 1. 容積率 300%以上の商業系用途地域内で駐車場整備地区又は地区計画等により別に環境対策が図られていると認められる場合で、中高層建築物(12m以上)の建築物を建築する場合は、必要駐車台数の 60%を敷地外(事業地から概ね 300m 以内) に対応することができる。
- 2. 前項以外で、土地の有効利用を図り敷地内で必要駐車台数が確保出来できない場合は、必要駐車台数の 50%までを敷地外(事業地から概ね 300m 以内)で対応することができる。
- 3. 前各項の敷地外駐車場は、自己所有地とする。ただし、やむを得ず賃貸にて確保する場合は、長期の賃貸契約が確認できる書面(敷地外駐車場の位置図・駐車計画図添付のこと)を提出すること。
- 4. 1項、2項により敷地外駐車場を確保する場合、敷地外駐車場の位置を利用者に 周知すること。また、敷地外駐車場へ至る経路において、幹線道路等交通量が多い道 路を横断する必要がある場合は、利用者の交通安全対策を講じるとともに、必要に応 じて公安委員会および栗東市交通政策担当部局(生活安全課)と事前に協議を行うこ と。
- 5. 前各項にて敷地外駐車場を確保する場合は、事業者は地元自治会長並びにまちづくり委員会(設置されている場合)に開発行為計画および敷地外駐車場の説明を行い、その説明会経過書(様式第4号)および迷惑駐車防止の誓約書の提出を行うこと。

## 迷惑駐車防止に関する誓約書

			年	月	日				
栗東市長あて									
開	発事業者	住所							
		氏名		ED					
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)									
		(電話		)	)				
an.	31 <del>1</del> 4	n.=r							
設	計者								
		氏名							
		(電話		)	)				
栗東市		において行う		事業に	つい				
ては、下記に掲げる事項を厳守履行し、迷惑駐車を防止することを誓約します。									
		記							
[共同住宅等の場合]									
<ul><li>迷惑駐車をもたらすような入り</li></ul>	<b> </b>	3こないません。							
・ 管理規約等に迷惑駐車の防止	こ関する事	事項を明記し、入居者に指	導します	0					
[店舗等の場合]									
・ 迷惑駐車が生じる可能性がある	る場合は、	交通整理員を配置し、駐車	車場の誘	導をおこ	ない				

## 敷地外駐車場の誘導看板等を設置します。「共通事項」

迷惑駐車の防止に努めます。

- ・ 近隣から迷惑駐車にかかる苦情申し立てがあった場合は、新たに駐車場を確保するなど、 問題解決に向け真摯に対処します。
- ・ 賃貸駐車場の契約解消等、駐車台数が減少する等の事態が生じたときは、代替措置を講じます。
- ・ 土地建物および駐車場にかかる権利等を第三者に譲渡し、又は貸付しようとするときは、 この誓約書の内容を承継します。
- ・ その他迷惑駐車に有効な対策を講じます。

※上記内容については	は、平成	年	<u>月</u> F	1、地元自	治会等	<u>(</u>			<u>)</u>
に対し説明を行い、	了承を得	事ました。	(別添、	「説明会	(協議)	経過書	記載の	とおり)	